

熊本県障がい者優先調達推進方針 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="165 240 1061 276"><u>令和8年度（2026年度）</u>熊本県障がい者優先調達推進方針</p> <p data-bbox="564 339 1106 375"><u>令和8年（2026年）</u>4月1日制定</p> <p data-bbox="125 437 244 467">1 趣旨</p> <p data-bbox="143 483 1104 804">「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（<u>平成24年法律第50号</u>。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的に、<u>令和8年度（2026年度）</u>熊本県障がい者優先調達推進方針（以下「方針」という。）を定める。</p> <p data-bbox="125 871 322 901">2～3 （略）</p> <p data-bbox="125 967 694 997">4 調達の対象となる障害者就労施設等</p> <p data-bbox="165 1013 1104 1142">(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（<u>平成17年法律第123号</u>。以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等 ア～オ（略）</p> <p data-bbox="165 1208 322 1238">(2) （略）</p> <p data-bbox="165 1256 884 1286">(3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所</p> <p data-bbox="210 1302 1104 1431">ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（<u>昭和35年法律第123号</u>。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）</p>	<p data-bbox="1182 240 2078 276">令和7年度（2025年度）熊本県障がい者優先調達推進方針</p> <p data-bbox="1581 339 2123 375">令和7年（2025年）4月1日制定</p> <p data-bbox="1144 437 1263 467">1 趣旨</p> <p data-bbox="1162 483 2123 756">「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的に、令和7年度（2025年度）熊本県障がい者優先調達推進方針（以下「方針」という。）を定める。</p> <p data-bbox="1144 871 1341 901">2～3 （略）</p> <p data-bbox="1144 967 1713 997">4 調達の対象となる障害者就労施設等</p> <p data-bbox="1182 1013 2123 1142">(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等 ア～オ（略）</p> <p data-bbox="1182 1208 1341 1238">(2) （略）</p> <p data-bbox="1182 1256 1901 1286">(3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所</p> <p data-bbox="1227 1302 2123 1383">ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）</p>

新	旧
<p>イ（略）</p> <p>（４）（略）</p> <p>（５）共同受注窓口</p> <p>会則等で、障がい者の就労へつながる取組等の各種支援を目的としていることが明らかであり、複数の障害者就労施設等（<u>障害者優先調達推進法第２条第４項</u>に規定する障害者就労施設等をいう。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者</p> <p>5～7 （略）</p> <p>8 調達の目標</p> <p><u>令和８年度（２０２６年度）</u>においては、<u>令和２年度から令和６年度までの５か年の平均実績額（３２，８９４千円）</u>を上回ることを目標とし、全ての所属で調達に努めるものとする。</p> <p>9 （略）</p>	<p>イ（略）</p> <p>（４）（略）</p> <p>（５）共同受注窓口</p> <p>会則等で、障がい者の就労へつながる取組等の各種支援を目的としていることが明らかであり、複数の障がい者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（平成２４年法律第５０号）第２条第４項）に規定する障害者就労施設等をいう。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者。</p> <p>5～7 （略）</p> <p>8 調達の目標</p> <p>令和７年度（２０２５年度）においては、前年度実績額を上回ることを目標とし、全ての所属で調達に努めるものとする。</p> <p>9 （略）</p>